

2024年3月27日

各位

株式会社みちのく銀行

青森県内金融機関における相続手続の共通化について

株式会社みちのく銀行（取締役頭取 藤澤 貴之）は、株式会社青森銀行（取締役頭取 石川 啓太郎）、青い森信用金庫（理事長 益子 政士）、東奥信用金庫（理事長 小中 雅彦）、青森県信用組合（理事長 堀内 元博）とともに、「預金等の相続手続」を共通化することとしましたので、下記の通りお知らせいたします。

預金等の相続手続は、お客さまが記入する相続手続依頼書や記入方法、また、ご提出いただく確認書類が金融機関ごとに異なる等、煩雑さが課題であったことから、青森県内5金融機関において相続手続における書式や提出書類を統一することといたしました。

当行では、今後もお客さまの一層の利便性向上に向けて取り組んでまいります。

記

1. 実施日

2024年4月1日（月）

2. 共通化の概要

- ・相続手続依頼書の様式・記入方法の共通化
- ・ご提出いただく確認書類の共通化
- ・相続手続の簡素化基準の共通化

3. その他

本件は相続手続を共同で実施するものではないため、必要書類の提出は金融機関ごとに必要となります。また、各金融機関で一部相違する取扱いもございます。

以上